

# 合併協議会だより

第4号

平成16年12月1日

編集・発行 / 田原市・渥美町合併協議会事務局

**皆**さんのご意見・ご質問をお待ちしています

住所 ● 田原市田原町南番場30番地1(田原市役所内)

ホームページ ● <http://gappei.idct.org>

メールアドレス ● [tahara-atsumi@gappei.idct.org](mailto:tahara-atsumi@gappei.idct.org)

TEL ● (0531)23 - 3591 FAX ● (0531)23 - 0180



11月11日、25日、それぞれ渥美町中央公民館と田原市役所で「第7・第8回田原市・渥美町合併協議会」を開催しました。

第7回協議会では、「消防団の取扱い」、「合併の期日」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」及び「各種事務事業の取扱い(うち14項目)」について確認されました。

第8回協議会では、「各種事務事業の取扱い」のうち、残りの「健康づくり事業」から「その他事業」についての15項目について確認されました。

また、新市建設計画について、県との事前協議を終え、本協議案を提案し、確認されました。

これにより、新市建設計画の最終確認を残し、その他すべての合併協定項目を確認したことになります。今回は、第7・第8回協議会で協議・確認された事項等について、その概要をお知らせします。

第7回

合併協議会の結果

11月11日(木) 渥美町中央公民館

第7回の合併協議会では、議題として各種事務事業の一部(14項目)を含む確認事項18項目、各種事務事業の残りの部分として提案事項15項目が提出されました。

確認事項

(協定項目21) 消防団の取扱いについて【再提案】

「消防団は田原市に統合し、報酬及び費用弁償等については田原市の制度に統一する。

分団編成については、合併時まで、田原市の現行9分団を6分団に、渥美町の現行9分団を3ないし4分団とすることを目標に再編するものとする。」「ことので確認されました。

(協定項目2) 合併の期日について

「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」「ことので確認されました。

(協定項目7) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

「1 渥美町の農業委員会は、田原市の農業委員会に統合するものとする。

2 田原市の合併前の一般選挙(H17・7)は、委員定数を12人に改正し、選挙区を設けず実施する。

3 渥美町の農業委員会の委員で選挙による委員は、現委員であらかじめ互選した8人について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、田原市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き田原市の農業委員会の委員として在任するものとする。

4 農業委員会の部会は、現在の田原市農業委員会委員の任期限りで廃止する。」「ことので確認されました。

(協定項目25) 各種事務事業の取扱いについて

「各種事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、次によりその一元化に向

け調整を図るものとする。

原則として、田原市の制度に統一することを基本とする。

両市町において取扱いが異なるものについては、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」「ことので確認されました。

この項目については、以下につづく29項目の各種事務事業の総合的な調整方針となります。

(25 1) 国際交流・広域交流事業について

「国際交流・広域交流に関する各種事務事業については、現行の両市町の各事務事業を新市において引き続き実施するものとする。」「ことので確認されました。

(25 2) 電算システム事業について

「電算システムに関する各種事務事業については、原則として田原市の制度及び処理方式(システム)に統一する。ただし、一部のシステムについては事務の効率化を図るため、業務委託を拡大する。なお、合併年度については、各事務事業の実態に合わせた処理方式とする。」「ことので確認されました。

(25 3) 広報広聴関係事業について

「広報広聴に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」「ことので確認されました。

(25 4) 納税関係事業について

「納税に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整するものとする。」「ことので確認されました。

(25 5) 消防防災関係事業について

「1 消防本部及び消防署は、合併



時に田原市の制度に統一する。  
 なお、渥美町消防本部は合併時に田原市消防本部に統合し、渥美町消防署は田原市消防署の分署とする。

田原市消防署の管轄区域については、合併後の田原市全域とする。

2 防災関係事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

3 地域防災計画及び消防計画は、新市において速やかに新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

4 少年・幼年消防クラブ及び危険物安全協会は、田原市の制度に統合し、防火協会は、田原市の制度を適用する。

5 その他消防防災に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。

こと確認されました。  
 (25 6) 交通関係事業について



「1 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」  
 2 巡回バス等については、新市において検討する。  
 3 その他交通に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせて調整を行うものとする。」  
 こと確認されました。

(25 7) 窓口業務について  
 「窓口業務については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせて調整を行うものとする。」  
 こと確認されました。

(25 8) 保健衛生事業について  
 「1 在宅当番医制度は、新市において医師会・歯科医師会と調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。」  
 2 その他保健衛生に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせて新市において調整するものとする。」  
 こと確認されました。

(25 9) 障害者福祉事業について  
 「1 障害者計画については、田原市の制度に統一し、新市において新たな計画を策定する。」  
 2 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の

実態に合わせて新市において調整するものとする。」  
 こと確認されました。  
 (25 10) 高齢者福祉事業について  
 「高齢者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせて新市において調整するものとする。」  
 こと確認されました。



- (25 11) 児童福祉事業について  
「児童福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」ことで確認されました。
- (25 12) 保育事業について  
「1 保育所については、渥美町の「保育所統合実施計画」を引き継ぐとともに、幼保一元化への対応及び統廃合について検討していく。」  
2 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。  
3 特別保育事業については、合併年度は現行のとおりとし、新市において調整する。  
4 その他保育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」

- 提案事項**
- (25 13) 生活保護事業について  
「生活保護に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。」ことで確認されました。
  - (25 14) その他の福祉事業について  
「その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」ことで確認されました。
  - (25 15) 健康づくり事業について  
「(25 16) ごみ収集運搬業務事業について  
(25 17) 環境対策事業について  
(25 18) 農林水産関係事業について  
(25 19) 商工・観光関係事業について

《解説》 保育事業について

田原市・渥美町の保育所

保 育 所	田 原 市				渥 美 町		
	第一保育園 野田保育園 六連保育園 南部保育園	東部保育園 加治保育園 中部保育園 北部保育園	神戸保育園 大草保育園 漆田保育園 山北保育園	高松保育園 赤羽根保育園 若戸保育園	泉保育園 清田保育園 福江保育園 中山保育園	小中山保育園 亀山保育園 伊良湖保育園 堀切保育園	小塩津保育園 和地保育園

田原市・渥美町保育料徴収基準額表

	田 原 市				渥 美 町				
	区 分	階層	3歳以上児	3歳未満児	区 分	階層	3歳以上児	3歳未満児	
生活保護世帯		C1	0	0	生活保護世帯	1	0	0	
市 民 税 非課税世帯	固定30千円未満	C2	7,800	12,400	町民税非課税世帯	2	11,000	16,000	
	固定30千円以上	C3	14,200	20,400	均等割のみ	3	15,000	31,000	
所 得 割	5千円未満	固定30千円未満	C3	14,200	20,400	5千円未満	3	15,000	31,000
		固定30千円以上	C4	19,000	28,200	5千円～20千円未満	4	21,000	41,000
	5千円～50千円未満	C4	19,000	28,200	20千円～50千円	4	21,000	41,000	
	50千円～150千円未満	C5	23,000	39,800	50千円～100千円	5	24,000	46,000	
	150千円～300千円未満	C6	24,400	46,600	100千円～200千円	5	24,000	46,000	
300千円以上	C7	25,400	53,000	200千円～300千円	6	27,000	51,000		
				300千円以上	7	29,000	58,000		

C1～C7は田原市の、1～7は渥美町の階層区分を示す。

渥美町の2～7階層については、固定資産税区分によっても階層が変動する。

(固定資産税区分 5千円未満、5千円～20千円未満、20千円～50千円未満、50千円～100千円未満、100千円以上)

渥美町の「保育所統合実施計画」の概要

現在の10園ある保育所を、平成17年に3園を廃園し、平成20年には全体で5園を目標とするものです。

(25 20) 勤労者・消費者関連事業について

(25 21) 建設関係事業について

(25 22) 上下水道事業について

(25 23) 学校の通学区域について

(25 24) 学校教育事業について

(25 25) 文化振興事業について

(25 26) コミュニティ施策について

(25 27) 社会教育事業について

(25 28) 社会福祉協議会について

(25 29) その他事業について

以上15項目が提案され、第8回の協議会で確認事項として協議されま

その他

新市建設計画について

県との事前協議がスタートし、先

に提出した新市建設計画の事前協議案について、県の各関係部局との調整が行われています。

今回は、主な協議の状況が報告されました。

第8回 合併協議会の結果  
11月25日(木)田原市役所

第8回の合併協議会では、議題として、確認事項15項目(各種事務事業の一部)及び新市建設計画についての県との本協議案が提出されました。

確認事項

(25 15) 健康づくり事業について

- 1 健康日本21市町村計画については、健康たはら21計画を基本とし、新市において随時見直し、調整する。
- 2 健康まつりについては、新市において調整する。

3 その他健康づくりに関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。

「ごみ収集運搬業務事業については、ごみ分別については、合併時まで統一する。ごみ収集については、田原市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

「ごみ収集運搬業務事業については、ごみ分別については、合併時は、事業の一元化に向け調整するものとする。

「ごみ処理に関する諸制度については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。

「ごみ処理施設については、現行の施設を有効利用するとともに、新施設の建設・運用に合わせ調整を行うものとする。

ことで確認されました。

(25 17) 環境対策事業について

「1 環境保全の推進については、新市において新たに環境基本計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他環境対策に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。

「(25 18) 農林水産関係事業について

「1 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他農林水産に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実

態に合わせ調整を行うものとする。」

ことで確認されました。



(25 19) 商工・観光関係事業について

「1 各種観光イベント事業については、新市において調整する。」

ただし、観光協会の事業については、行政の支援のあり方を検討し、合併前に見直しを行う。

2 その他商工・観光に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」

ことで確認されました。



(25 20) 勤労者・消費者関連事業について

「勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」

(25 21) 建設関係事業について

「1 都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び水防計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」

2 その他建設に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」

(25 22) 上下水道事業について

「1 水道事業については、水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定

されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務については、田原市の制度に統一する。ただし、水道料金については、合併年度及びこれに続く2年度は、現行のとおりとする。

2 下水道事業について

公共下水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

下水道使用料及び受益者負担金については、田原市の制度に統一する。ただし、既に賦課されている受益者負担金については、現行のとおりとする。

3 農業集落排水事業については、田原市の制度に統一する。ただし、既に賦課されている分担金については、現行のとおりとする。

その他上下水道事業に関する

《解説》 上下水道事業について

水道料金等の状況

	田原市	渥美町
使用料	2,257円	2,730円
加入分担金	94,500円	75,000円

・一般家庭で20㎡/月(口径13ミリ)使用した場合

公共下水道使用料等の状況

	田原市	渥美町
使用料	1,680円	1,470円
受益者負担金	土地の所有面積×350円/㎡(市街化調整区域は1戸当たり10万円を加算)	1世帯につき30万円(市街化調整区域については1世帯40万円)

・一般家庭で20㎡/月の汚水を排出する場合

水道事業及び下水道事業は、特別会計に区分され、独立採算で経営できるような料金体系とすることが原則です。調整に当たっては、高サービス低負担を目標としながらも、こうした原則に配慮し、両事業の会計を総合的に検討し、今回の調整方針となりました。

農業集落排水使用料等の状況

	田原市	渥美町
使用料	1戸当たり2,000円/月 平成17年4月1日より適用	処理区(5地区)により異なっている。 1戸当たり1,310円/月から2,280円/月
分担金	1戸当たり40万円 平成17年4月1日より適用	処理区(5地区)により異なっている。 1戸当たり上限40万円

・一般家庭の場合

各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。「」  
ここで確認されました。



「文化振興に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」ここで確認されました。

「学校教育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」ここで確認されました。

(25 24) 学校教育事業について

「学校の通学区域については、当面は、現行のとおりとする。なお、今後、学校の適正な配置等について検討していくものとする。」ここで確認されました。

(25 23) 学校の通学区域について



(25 26) コミュニティ施策について

「コミュニティ施策については、田原市の制度に統一する。」ここで確認されました。

(25 27) 社会教育事業について

「1 生涯学習基本計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」

2 社会教育に関する各種事務事

合併協定項目 平成16年11月25日現在

項目	状況
1 合併の方式	
2 合併の期日	
3 新市の名称	
4 新市の事務所の位置	
5 財産及び債務の取扱い	
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8 地方税の取扱い	
9 一般職の職員の身分の取扱い	
10 特別職の身分の取扱い	
11 条例・規則等の取扱い	
12 事務組織及び機構の取扱い	
13 一部事務組合等の取扱い	
14 使用料、手数料等の取扱い	
15 諮問機関等の取扱い	
16 補助金・交付金等の取扱い	
17 町名・字名の取扱い	
18 慣行の取扱い	
19 国民健康保険事業の取扱い	
20 介護保険事業の取扱い	
21 消防団の取扱い	
22 行政区の取扱い	
23 公共的団体等の取扱い	
24 地域審議会の取扱い	
25 各種事務事業の取扱い	

国際交流・広域交流事業	健康づくり事業
電算システム事業	ごみ収集運搬業務事業
広報広聴関係事業	環境対策事業
納税関係事業	農林水産関係事業
消防防災関係事業	商工・観光関係事業
交通関係事業	労働者・消費者関連事業
窓口業務	建設関係事業
保健衛生事業	上下水道事業
障害者福祉事業	学校の通学区域
高齢者福祉事業	学校教育事業
児童福祉事業	文化振興事業
保育事業	コミュニティ施策
生活保護事業	社会教育事業
その他の福祉事業	社会福祉協議会 その他事業

26 新市建設計画

= 基本方針が確認された項目  
= 現在協議中の項目

業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」  
「こと確認されました。」  
「(25) (28) 社会福祉協議会について  
「社会福祉協議会については、田原市の社会福祉協議会に統合できるように調整に努める。」こと確認されました。  
「(25) (29) その他事業については  
「1 総合計画、行政改革大綱などの各種計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまで



の間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2 その他事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」  
「こと確認されました。」  
愛知県協議に係る新市建設計画の案について  
新市建設計画の策定にあたっては、合併特例法の規定に基づき県と協議する必要があります。  
今回は、第6回協議会で確認された県事前協議案についての県回答を踏まえた修正案を提出し、本協議案として確認されました。  
これにより、当日の25日には県へ

田原市・渥美町合併協議会 開催日程

合併協議会	開催日	開催場所	開催時間
第9回	16.12. 8(水)	田原市	15:00

開催場所、日時については、変更することがあります。

合併協定調印式の開催予定

日時 12月24日(金) 10:00 ~  
場所 田原文化会館 多目的ホール

協議会、調印式は公開。傍聴可。

計画案を送付し、現在、協議が行われているところです。  
なお、当計画は策定後に概要版を全戸配布する予定です。